○国土交通省告示第六十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第九回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年三月十三日から平成三十六年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県流山市市野谷字入台、字後山、字宮尻、字二反田、字牛飼沢及び字牛飼並びに東初石六丁目の全部の区域並びに大畔字割内、字向山、字小坂及び字南割、三輪野山字諸下、西初石五丁目、西初石六丁目、市野谷字芋久保、字三嶋、字向山及び字立野、野々下一丁目、美田、東初石三丁目、東初石五丁目、十太夫、駒木並びに駒木字上駒木、字駒木橋上、字中橋上、字中溜上及び字堂台の各一部の区域

四　土地区画整理事業の名称　流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県流山市駒木百七十六番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十二年三月十三日

七　事業計画の変更（第九回）の認可の年月日　平成二十九年二月一日

○国土交通省告示第六十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

第一項の表武蔵ＶＯＲの項中「（平成28年10月13日から平成29年２月１日まで休止）」を削り、同表国東ＶＯＲの項を削り、同表国分ＶＯＲの項中「（平成28年10月13日から平成29年２月１日まで休止）」を削り、同表百引ＶＯＲの項を削る。

第二項の表新島タカンの項中「平成10年２月26日」の次に「（平成29年２月２日から平成29年３月29日まで休止）」を加える。

第四項の表武蔵ＤＭＥの項中「（平成28年10月13日から平成29年２月１日まで休止）」を削り、同表国東ＤＭＥの項を削り、同表国分ＤＭＥの項中「（平成28年10月13日から平成29年２月１日まで休止）」を削り、同表百引ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十九年二月二日から施行する。

○国土交通省告示第六十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十九年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録番号　補・第１―㈢号

二　登録養成施設の名称　国土交通大学校

三　変更後の登録養成施設の長の氏名　山崎　篤男

四　変更年月日　平成二十九年一月一日

○海上保安庁告示第六号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月一日

海上保安庁長官　中島　敏

船川外ケ沢防波堤灯台

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｃ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四七
東経	一四〇―〇〇―五三
廃止年月日	平成二十八年十二月一日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｅ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯	三五―三七―四七
東経	一四〇―〇一―〇二
廃止年月日	平成二十八年十二月一日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｆ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯	三五―三七―四三
東経	一四〇―〇一―〇七
廃止年月日	平成二十八年十二月一日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｈ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）
北緯	三五―三七―三五
東経	一四〇―〇一―〇七
廃止年月日	平成二十八年十二月一日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｉ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・七キロメートル）
北緯	三五―三七―三一
東経	一四〇―〇一―〇二
廃止年月日	平成二十八年十二月一日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｋ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）
北緯	三五―三七―三一
東経	一四〇―〇〇―五三
廃止年月日	平成二十八年十二月一日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｌ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯	三五―三七―三五
東経	一四〇―〇〇―四八
廃止年月日	平成二十八年十二月一日

名称	直島漁協角埼沖のり養殖漁場Ｃ灯浮標
位置	
所在地	鞍掛鼻灯台（香川県香川郡直島町）の南南東方約一・三キロメートル
北緯	三四―二八―〇七
東経	一三四―〇一―二六
廃止年月日	平成二十八年十二月一日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ａ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・三キロメートル）
北緯	三五―三七―三九
東経	一四〇―〇〇―四三
廃止年月日	平成二十八年十二月二日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｄ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯	三五―三七―五一
東経	一四〇―〇〇―五七
廃止年月日	平成二十八年十二月二日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｂ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯	三五―三七―四三
東経	一四〇―〇〇―四八
廃止年月日	平成二十八年十二月一日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｇ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯	三五―三七―四三
東経	一四〇―〇一―〇七
廃止年月日	平成二十八年十二月一日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｊ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北緯	三五―三七―三一
東経	一四〇―〇〇―五三
廃止年月日	平成二十八年十二月一日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｍ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯	三五―三七―三五
東経	一四〇―〇〇―四八
廃止年月日	平成二十八年十二月一日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｎ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯	三五―三七―三九
東経	一四〇―〇〇―四三
廃止年月日	平成二十八年十二月二日

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｏ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯	三五―三七―五一
東経	一四〇―〇〇―五七
廃止年月日	平成二十八年十二月二日

名称	秋田県秋田船川港船川区（外ケ沢防波堤外端）
位置	
所在地	
北緯	三九―五二―五二
東経	一三九―五一―二〇
廃止年月日	平成二十八年十二月一日